

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【公開番号】特開2014-195723(P2014-195723A)

【公開日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-057

【出願番号】特願2014-126051(P2014-126051)

【国際特許分類】

A 47 J 31/06 (2006.01)

A 47 J 31/34 (2006.01)

【F I】

A 47 J 31/06 A

A 47 J 31/34

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月6日(2015.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抽出可能な製品を用いて、消費に適した所定量の飲料を調製するカプセルであつて、前記カプセルは、

外周の第一壁、

前記外周の第一壁を第一端で閉じる第二壁、及び

前記第二壁の反対側の、第二の開いた端で、前記外周の第一壁を閉じる柔軟なシート状の穿孔された及び／又は多孔質の第三壁

を有し、

ここで、前記第一壁、第二壁及び第三壁は、抽出可能な製品を有する内部空間を囲んでおり、

ここで、前記第三壁は前記カプセルの軸方向で、前記カプセルの最も外側の境界を形成し、

ここで、前記第三壁は織布又は不織布のフィルタ物質を含む、
カプセル。

【請求項2】

前記第三壁は、使用中に前記第三壁が裂けたり及び／又は破れたりせずに、損傷しないままであるように十分に高い引裂強度を有し及び／又は十分に低い流れ抵抗を形成する、請求項1に記載のカプセル。

【請求項3】

前記カプセルは、前記第三壁の下流で前記第三壁を支持する支持構造がない、請求項1又は2に記載のカプセル。

【請求項4】

前記第三壁は、複数の出口開口を備えている、請求項1乃至3のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項5】

前記複数の出口開口は、前記第三壁のほぼ全面にわたって分布している、請求項4に記載のカプセル。

【請求項 6】

前記第二壁は、穿孔された及び／又は多孔質である、請求項 1 乃至 5 のいずれかに 1 項に記載のカプセル。

【請求項 7】

前記第二壁は、使用中に前記第二壁が裂けたり及び／又は破れたりせずに、損傷しないままであるように十分に高い引裂強度を有し及び／又は十分に低い流れ抵抗を形成する、請求項 6 に記載のカプセル。

【請求項 8】

前記第三壁は、ろ過紙を含む、請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 9】

前記第二壁は、

柔軟な多孔質シート、

複数の入口開口を備える、柔軟なフォイルにより形成され、又は

前記第二壁は、実質的に剛性であり、かつ複数の入口開口を有する、請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 10】

前記複数の入口開口は、前記フォイル又は前記第二壁それぞれの略全面にわたり分布している、請求項 9 に記載のカプセル。

【請求項 11】

前記第二壁は、ろ過紙のシートによって形成されている、請求項 9 または 10 に記載のカプセル。

【請求項 12】

前記第二壁は、ポリマーフィルムによって形成されている、請求項 9 乃至 11 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 13】

前記カプセルは、前記外周の第一壁に配置された複数の側面の入口開口を備えた、請求項 1 乃至 12 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 14】

前記入口開口及び／又は側面の入口開口は円形断面を有する、請求項 8 乃至 13 のいずれかに 1 項に記載のカプセル。

【請求項 15】

前記入口開口及び／又は側面の入口開口の断面は内部空間に向かって先細になる、請求項 14 に記載のカプセル。

【請求項 16】

前記入口開口及び／又は側面の入口開口がスリットである、請求項 8 乃至 15 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 17】

前記入口開口及び／又は側面の入口開口は、流体の圧力下で開くようにされている、請求項 8 乃至 16 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 18】

前記内部空間は抽出可能な製品によって占められている、請求項 1 乃至 17 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 19】

前記第二壁は前記外周の第一壁と一体である、請求項 1 乃至 18 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 20】

前記カプセルは内方向に延在する周縁を有し、前記第二壁又は前記第三壁は前記内方向に延在する周縁に取り付けられている、請求項 1 乃至 19 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 21】

前記カプセルは外方向に延在する周縁を有し、前記第二壁又は前記第三壁は前記外方向に延在する周縁に取り付けられている、請求項1乃至20のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項22】

前記第二壁及び／又は前記第三壁は前記外周の第一壁まで延在している、請求項1乃至21のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項23】

前記カプセルは、更に、使用前に前記入口フィルタをシールするために前記第二壁に接続された少なくとも部分的に除去可能な基部シールを有する、請求項1乃至22のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項24】

前記カプセルは、更に、使用前に前記第三壁をシールするために前記第三壁に接続された少なくとも部分的に除去可能な蓋シールを有する、請求項1乃至23のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項25】

前記蓋シールは、前記内部空間内の流体の圧力の作用で前記第三壁から部分的に解放されるが、少なくとも1か所で前記第三壁に取り付けられたままである、請求項24に記載のカプセル。

【請求項26】

前記カプセルは前記外周の第一壁と一体の補強リブを有する、請求項1乃至25のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項27】

前記外周の第一壁は、円筒形、半球形、切頭円錐形又は多角形である、請求項1乃至26のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項28】

前記外周の第一壁は、六角形または八角形である、請求項27に記載のカプセル。

【請求項29】

前記抽出可能な製品は焙煎して挽いたコーヒーである、請求項1乃至28のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項30】

抽出可能な製品はタブレットに圧縮されている、請求項1乃至29のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項31】

前記タブレットは、前記第二壁に面するタブレットの側から前記第三壁の方向に延在する少なくとも1つの孔を有する、請求項30に記載のカプセル。

【請求項32】

前記抽出可能な製品は複数のタブレットに圧縮されている、請求項1乃至31のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項33】

前記複数のタブレットは、互いに異なる充填密度である、請求項32に記載のカプセル。

。

【請求項34】

前記外周の第一壁は実質的に剛性である、請求項1乃至33のいずれか1項に記載のカプセル。

【請求項35】

前記第三壁は、使用中、収容器の支持面のリッジに対して当接するように配置され、前記支持面は、前記リッジの間にチャネル形状の溝を備え、且つ流体が前記抽出可能な製品に少なくとも6バールの圧力下で供給されるときに、前記カプセルから調製された飲料を排出するために、前記第三壁に面するように適合され、そして前記第三壁は、使用中に前記第三壁が前記リッジに当接して裂け又は破れないように、前記リッジに適合されている

、請求項 1 乃至 3 4 のいずれか 1 項に記載のカプセル。

【請求項 3 6】

前記第三壁の、密度、厚さ、P E 含有量、出口開口部の存在、出口開口の数、並びに出口開口のサイズ、形状及び寸法、の少なくとも 1 つを含む、前記第三壁のパラメータは、使用中に前記第三壁が損傷を受けないままで、且つ裂け、破れ、及び該支持面に固着することの少なくとも 1 つがないように、前記第三壁が十分に高い引裂強度を有すること及び十分に低い流れ抵抗を形成することの少なくとも 1 つを有するように選択される、請求項 3 5 に記載のカプセル。